

令和7年度鳥獣被害対策実践事業（うち緊急捕獲活動支援事業）に係る電磁的記録方法（専用アプリ（システム含む））導入等業務委託仕様書

1 事業の趣旨

鳥獣による農業等に係る被害については、鳥獣の生息分布域の拡大、農山村における過疎化や高齢化の進展による耕作放棄地の増加等に伴い深刻化している。また、鳥獣による農業等に係る被害は、農業者の営農意欲の低下等を通じて、耕作放棄地の増加等をもたらし、これが更なる被害を招く悪循環を生じさせているところ、当該事業において、被害防止計画に基づく被害防止対策を総合的かつ計画的に実施し、効率的かつ効果的な被害防止手法の確立に寄与するものとする。

2 事業の内容

- (1) 電磁的記録方法（専用アプリ（以下「アプリ」という。）（システム含む））導入
 - (2) システム及びアプリの運用・保守
- ※ アプリ利用者：78名（システム管理者除く）

3 契約期間等

- (1) 契約締結日から令和8年3月31日まで
- (2) システム及びアプリ運用開始：令和7年10月1日（予定）

4 対象地域：南九州市全域（広域捕獲にあつてはその地域）

5 システム及びアプリ概要等

(1) 概要

- ア 複数の地方公共団体等において導入実績があり、現在も利用されていること。
- イ 次年度以降の利用者数が拡大縮小した場合、柔軟に対応できること。
- ウ システム管理者（当協議会）がクラウドシステム上にて情報を管理・操作できること。

(2) 要件

- ア スマートフォン端末（対応OS：iOS, Android等）でアプリを利用できること。
- イ スマートフォン端末のアプリストアからアプリを入手できること。
- ウ アプリは高齢者や携帯電話の初心者向け（使いやすさを徹底的に追求して開発された）携帯電話およびスマートフォンでも利用できること。
- エ アプリのUI（ユーザーインターフェース）が明瞭で簡素化された操作性であること。
- オ 設定したIDの全員が当アプリを同時に利用できること。
- カ システムにおいて捕獲従事者毎のデータ管理ができること。
- キ アプリでの報告内容は速やかにクラウドシステム上に反映されること。

(3) 機能要件

ア 管理機能概要：スマートフォン及びタブレットの利用による入力自動化
システム管理者による管理者権限アカウント付与が可能

イ 主な機能

事項	内容	備考
(ア) 捕獲情報の記録実施	a 捕獲場所（GPS により位置情報取得）	圏外も対応（圏外記録後，端末の電波回復時にデータ自動送信）可能であること。 捕獲実績はシステム地図上でメッシュ密度及びヒートマップ等で表示できること。
	b 捕獲日時	
	c 捕獲従事者の認識（利用者 ID）	
	d 捕獲個体の体長，体重	体長及び体重は捕獲写真をもとに公的なデータなどを用いた自動推計ができること。
	e 獣種（すべての獣種）	
	f 性別（オス・メス別）	
	g 捕獲写真（1 頭につき 3 枚記録可）	再撮影が可能であること。
	h 捕獲方法（銃，箱わな，くくりわな）	
	i 止刺し方法	
(イ) 捕獲情報の集計	(ア) の集計データ（CSV 当）抽出が可能	
(ウ) ジビエ利活用情報	搬入先（選択）	関連施設等と連携
(エ) 捕獲情報の出力・保存	・捕獲確認書（鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領別記 4 に定める「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲確認書」様式）出力が可能。または，項目情報のデータ出力が可能。出力したデータは Excel で出力が可能であること。 ・証拠書類の電磁的記録（保存）ができること。	出力様式には当該記録用捕獲写真が貼付されること。
(オ) 管理ツール機能要件	・管理画面に複数の PC から同時にアクセスできること。 ・管理ツールより，捕獲情報の補足及び修正等ができること。 ・ID，パスワードによる管理ツールへのログイン制御ができること。	

(4) その他

ア システム管理者アカウント全部による総合的な管理が可能であること。

イ システムにおいて、システム管理者からアプリ利用者への諸事務連絡等のお知らせ機能がある、又は、今後当該機能の整備見込があること。

6 システムの導入

(1) セットアップ・導入フォロー

運用開始にあたり、当協議会の要求があった場合は設定作業等の支援を適宜行うこと。

(2) 操作マニュアル

ア 運用開始前に操作マニュアルを作成し提供すること。

イ 操作マニュアルは電子データ一式を提供すること。

ウ 操作マニュアルは極力専門用語を用いず、ICT 知識の乏しい者にも理解しやすい平易な表現とし、実際の画面キャプチャー又は操作でも動画を用いて分かりやすく説明がされること。

エ 機能の更新などあった場合は当該部分を更新した操作マニュアルを速やかに作成し提供すること。

(3) 操作研修

ア 当協議会から別途要請があった場合は、操作方法の習得を目的とした研修を必要な回数分現地にて開催（必要な負担は本契約に含むものとする。）すること。

7 運用・保守

(1) 運用時間

通年 24 時間とする。ただし、システム保守等のために一時的な運用停止が必要な場合は事前に当協議会へ申し入れること。

(2) 障害対応

ア 障害発生時の連絡体制及び対応フロー等をあらかじめ定めること。

イ 障害が発生した場合には速やかに当協議会及び利用者に報告し、早急な復旧を実施すること。

(3) システム及びアプリ保守

ア システム及びアプリのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を定期的実施すること。

イ 各バージョンアップ及びシステムメンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

8 留意事項

(1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであるが、業務の性質上、当然実施しなければならない事項、及び本仕様書に記載のない事項であっても本業務を遂行するために必要な事項はすべて実施すること。

(2) 受託者は、本仕様書及び提供された情報等については、他社への情報漏洩等が起こらないよう必要な措置を講じること。

(3) 受託者は、当協議会が提供する資料等については、許可なく複写及び第三者へ提供しないこと。

- (4) システムの運用開始日から起算して1年以内に、導入されたシステムに本仕様書の内容に適合しない状態（契約不適合）が確認された場合、受託者の責任において無償で修復等の作業を行うこと。
- (5) 受託者は、本契約が終了した際は、サーバー内に保存されている投資に係るデータを完全に消去すること。ただし、データを消去する前に、当協議会が必要とするデータの提供を行うこと。
- (6) 受託者は個人情報の保護に関する法律の趣旨を理解し、個人情報の保護に努めること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項については、双方協議の上決定するものとする。